
基本目標4

誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

4-1 健康づくりの推進と医療体制の確保

- (1)健康づくりの推進
- (2)医療体制の充実及び地域医療の確保

4-2 地域福祉の充実

- (1)支え合い助け合うまちづくり
- (2)安心して暮らせる環境づくり
- (3)ネットワークの強化

4-3 高齢者が暮らしやすいまちづくり

- (1)地域包括ケアシステムの深化・推進

4-4 障がい者が暮らしやすいまちづくり

- (1)障がい者の自立支援の充実
- (2)障がい者の社会参加の促進

4-5 社会保障の確保

- (1)社会保障の充実

4-1

健康づくりの推進と医療体制の確保

関連する SDGs



めざす姿

各種健診等の実施、食生活や運動習慣の改善など、市民の健康に対する意識を高め、健康づくりを推進するとともに、市内医療機関の連携や市中核病院の機能充実を図り、安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

現状と課題

- 健康増進計画「健康なと21（第二次）」の中間評価では目標指標30項目のうち、目標を上回ったものが12項目（特定保健指導実施率、循環器疾患の減少、3歳児う歯の減少、運動習慣の増加等）、下回ったものが18項目（がん検診受診率、糖尿病有病者、肥満者割合等の目標未達成）あり、さらなる取組の強化が必要です。
- 40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象とする特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率は、国の指標や鳴門市特定健康診査等実施計画の目標値を下回っており、また、受診者も高齢層に偏っています。今後、さらに高齢化が進み医療費が増大すると予想されるなか、特定健診受診への意識づけ等、受診率の向上に向けた取組と、受診者への糖尿病や高血圧などの生活習慣病の早期発見・重症化予防に向けた取組の推進が求められています。
- 国民健康保険被保険者に対して、保健事業による重症化予防などの事業等を実施し、健康の増進を図ることにより、増大する医療費の抑制につなげていく必要があります。
- 鳴門市医師会の協力により市内医療機関での夜間・休日当番医制度が維持できていますが、医療従事者の高齢化に伴う閉院等、医療機関の偏在化への対応が求められます。
- 医療費の適正化に向けた取組のうち、診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）については、医療機関等から適正な診療報酬の請求がなされるよう、徳島県国民健康保険団体連合会による点検に加えて、本市による再点検を実施し、内容点検の充実を図る必要があります。
- 75歳（一定の障がいを持つ方は65歳）以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度は、徳島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保険者となり、保険料の決定や療養の給付などを行い、本市では各申請書等の受理や被保険者証等の交付、保険料の徴収などを行っています。高齢者の医療制度を将来にわたり維持するため、広域連合と本市が連携して後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
特定健診受診率	%	39	60%以上	

主要施策

(1)健康づくりの推進

①健康増進計画「健康なと21（第二次）」の推進

令和5（2023）年度に次期計画を策定し、関係機関・関係部署とより一層の連携を深めながら、計画的に健康づくりへの取組を推進します。

健康増進計画に「鳴門市自殺対策計画」を包含し、生きることの包括的な支援としての取組も進めます。

市民の主体的な健康づくりを推進するために、保健師、管理栄養士による相談事業や健（検）診の実施を通して、市民の健康増進に努めます。

主な事業や取組等	
●がん検診・健康教育・健康相談	●栄養・食生活の改善
●妊産婦・乳幼児健康診査	●歯周病検診
●自殺予防の普及啓発	●予防接種

②特定健診・特定保健指導の推進

内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した特定健診を実施し、受診結果から該当または予備群と判定された被保険者に対して、特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）を推進します。

特定保健指導では、生活習慣を改善するための働きかけやアドバイスを行い、生活習慣病の予防・重症化予防を図ります。特定健診について、受診率が低い状況にあることから、各種広報による啓発等を実施し、受診率の向上に努めます。

主な事業や取組等	
●特定健診の受診勧奨	●集団健診
●みなし健診（特定健康診査情報提供事業）	●特定保健指導未利用者対策

③国民健康保険被保険者に対する保健事業の実施

「鳴門市保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、効果的かつ効率的な保健事業を実施します。特定健診の結果やレセプト等から生活習慣病が重症化するリスクの高い被保険者に対して、各種ガイドラインに基づき、医療機関と連携しながら保健指導や受療勧奨を行い、高額な医療費となる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の発症予防、重症化予防を進め、被保険者の生活の維持・向上及び健康寿命の延伸を図ります。

主な事業や取組等	
●糖尿病性腎症重症化予防事業	●人間ドック・脳ドック助成事業
●若年者健診（早期介入保健指導事業）	●糖尿病精密検査（75g経口ブドウ糖負荷試験）
●頸部超音波検査	

基本計画（分野別）

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

(2)医療体制の充実及び地域医療の確保

①地域医療の確保及び地域医療を取り巻く関係機関との連携強化

かかりつけ医制度の推進や救急医療の適正利用及び健康増進に関する啓発について、医師会、歯科医師会等関係機関と連携して実施します。

主な事業や取組等
●鳴門市救急医療対策事業 ●救急医療対策在宅当番医制運営事業 ●鳴門市健康づくりの推進と地域の医療を守り育む条例の推進 ●徳島県鳴門病院との連携事業

②健全財政の確立

本市国民健康保険の医療費水準や被保険者数の動向等を踏まえて、適正な保険料率の設定に努めるとともに、保険料の徴収では、口座振替の利用促進等により収納率の維持・向上を図り、被保険者間の負担の公平性を確保します。財政調整基金については、被保険者の保険料負担等を鑑みつつ、安定的な財政基盤を保持するため、継続的な保有に努めながら、適宜有効活用を図ります。

また、引き続き、レセプト点検の充実や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発のほか、生活習慣病の早期発見と予防に向けた取組を推進し、医療費の適正化を図り、支出の抑制に努めます。

財政運営の責任主体である徳島県と連携しながら、徳島県国民健康保険運営方針のもと、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。

主な事業や取組等
●国民健康保険料収納対策事業 ●重複・多剤服薬通知の実施 ●後発医薬品利用差額通知の実施

③後期高齢者医療制度の安定的な運営

後期高齢者医療制度の被保険者が、必要な医療を必要な時に受けることができる医療環境を、将来にわたり維持するため、広域連合と連携して本制度の安定的な運営に努めます。

財源の確保に向けた取組として、口座振替による後期高齢者医療保険料の納付を促進し、保険料の納期内納付を推進します。また、医療費の適正化に向けた取組として、広域連合と連携しながら、健康診査や歯科健康診査などの健康増進事業の推進、後発医薬品の利用促進に向けた啓発に努めます。

主な事業や取組等
●後期高齢者医療保険料収納対策事業 ●健康診査等の受診勧奨

4-2

地域福祉の充実

関連する SDGs



めざす姿

誰もがいつまでも安心して快適に暮らせる地域づくりを確立するため、隣近所の助け合い、支え合いなどの地域における住民活動を基盤とし、安心して暮らせる環境を住民みんなの力で築き上げ、地域共生社会の実現を図ります。

現状と課題

- 平成30年3月に地域住民、市社会福祉協議会、市がともに地域の課題を考え、共有しながら第1期となる鳴門市地域福祉計画を策定し、各施策の推進に取り組んできました。継続して策定した「第2期鳴門市地域福祉計画」に基づき、引き続き各種施策を体系的に実施しています。
- 一人ひとりが助け合い、支え合いなどの地域福祉の重要性を理解し行動に結びつけていく必要があることから、各種啓発活動や出前講座の実施などに努め、市民の地域福祉に対する意識の醸成を促進しつつ、今後は福祉教育の充実を図ることにより、若い世代の地域福祉への参画を推し進め、地域での世代間交流を進めていく必要があります。
- 地域共生社会の実現に向けて、複合的な課題を抱える世帯の増加に伴い「断らない相談支援」を行うため、制度や分野ごとの縦割りではなく、関係部署や関係機関等が一体となった包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 認知症高齢者や一人暮らし高齢者等の増加が進む中、意思決定の困難な高齢者や障がいのある人が不利益を被ることがないように、「成年後見制度」の適正な利用を促進する必要があります。利用促進にあたっては法人後見事業等を実施している市社会福祉協議会などと連携し、地域で自立した生活を送れるよう権利擁護の支援体制整備を進める必要があります。

基本計画（分野別）

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
町内会や自治会・子ども会や老人クラブなどの地域活動をしたことがある人の割合	%	49.4	55.0	

主要施策

(1) 支え合い助け合うまちづくり

① 地域福祉意識の高揚

地域住民一人ひとりの地域福祉に対する理解と意識を高め、地域福祉活動をより積極的に推進できるよう市社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）¹⁸等と連携し、啓発活動を推進します。

主な事業や取組等	
● 地域福祉の意識醸成	● 地域福祉（活動）計画の周知

② 地域で支え合う福祉活動の推進

市社会福祉協議会と連携し、市民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、福祉関係NPO法人等の活動の支援など各種地域福祉の取組を推進します。

また、民生委員・児童委員等の資質の向上を図るとともに、民生委員等の確保施策について検討を進めます。

主な事業や取組等	
● 社会福祉協議会運営補助金	● 民生委員・児童委員の活動の充実
● 民生委員児童委員活動費補助金等	● ボランティア活動の促進
● 社会福祉協議会の活動支援	

③ 福祉人材の育成と確保

学校や地域において、高齢者や障がいのある方などと交流する機会の増加を図るとともに、ボランティアなどの体験を通じて子どもたちに福祉の意識が育まれるよう福祉教育を推進します。

主な事業や取組等	
● 福祉教育推進事業（社会福祉協議会）	
● ICF ¹⁹ （国際生活機能分類）視点での福祉教育実践の推進	

¹⁸ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）…障がいや生活困窮者だけに留まらず、社会的孤立やひきこもり等、各分野で横断的に支援が必要な人や、制度の狭間において公的サービスが受けられない人に対して、地域の人材や制度、福祉サービス等を組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする専門職。

¹⁹ ICF…世界保健機関（WHO）が提唱した、国際生活機能分類の略称で、障がいを個人の問題とするのではなく、環境との関係でとらえる考え方。

(2)安心して暮らせる環境づくり

①地域での見守り体制づくり

地域で安心して暮らせる環境づくりをめざすため、平常時から要配慮者に対する見守りや声かけなどを行うとともに、災害時に高齢者や障がいのある方等の要配慮者情報を地域で共有できる仕組みづくりの検討を進めます。

主な事業や取組等	
●避難行動要支援者登録制度の充実	
●地域の見守り活動支援、地区防災訓練等への支援（市社会福祉協議会）	
●民生委員・児童委員の活動の充実	

②地域で自立した生活への支援

生活困窮者や社会的孤立状態にある方等への支援を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援します。

主な事業や取組等	
●生活困窮者自立支援事業	●鳴門市再犯防止推進計画の推進、周知

③福祉サービスの適切な利用の促進

質の高い安定した福祉サービスを提供するため、社会福祉法人等に対して相談や指導監査を行います。

主な事業や取組等	
●社会福祉法人等の適切な運営（相談・指導監査）	

④権利擁護活動の推進

令和3（2021）年度に設置した「中核機関」を中心として、成年後見制度の利用促進と各種権利擁護支援に努めます。

主な事業や取組等	
●成年後見制度利用支援事業	●中核機関の役割の推進
●法人後見制度の周知・活用（市社会福祉協議会）	●市民後見制度の検討
●鳴門市成年後見制度利用促進基本計画の推進	

(3)ネットワークの強化

①地域コミュニティの再構築

各地域で実施している「子ども食堂」等の活動を中心として、地域団体や世代間の交流の促進を支援するなど、隣近所での人間関係の希薄化や地域での孤立を防ぎ、地域コミュニティの再構築を図ります。

主な事業や取組等	
●市社会福祉協議会の活動支援	●ボランティア活動の促進
●民生委員・児童委員の活動の充実	

②相談支援の取組強化

介護、障がい、子ども、困窮等の課題を抱える世帯における相談等の支援を一体的に行い、対象者の属性や相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係部署や関係機関が一体となって、必要な支援を行うことができるよう包括的な支援体制の整備に取り組みます。

主な事業や取組等	
●重層的支援体制整備事業の検討	●包括的な支援体制の整備

基本計画
(分野別)

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

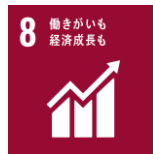
基本目標5

基本目標6

4-3

高齢者が暮らしやすいまちづくり

関連する SDGs



めざす姿

高齢者が住み慣れた地域で、みんなで支え合いながら健康で安全安心な暮らしを自分らしくいきいきと尊厳をもって送ることができるまちづくりを推進します。

現状と課題

- 本市における65歳以上の高齢者は、平成28（2016）年3月31日には18,790人で人口59,694人に占める割合（高齢化率）は31.5%でしたが、令和4年3月31日現在、人口が55,000人と減少している中、高齢者数は19,575人と増加を続け、高齢化率は35.6%となっています。今後、高齢者数は緩やかに減少していくことが見込まれますが、高齢者単身世帯の増加や75歳以上の後期高齢者数の増加が見込まれています。
- 本市では、3年ごとに「鳴門市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、保健・福祉・介護を中心とした高齢者施策の在り方やサービスの整備、将来像などを示していますが、高齢化が一層進行する状況の下、高齢者が自立した生活を、尊厳をもって送ることができるよう、支援するとともに、高齢者が自ら健康増進・介護予防・生きがいつくりなどに努め、他の高齢者の支援や地域社会の活性化のために主導的に活動することが求められています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
介護認定率	%	18.8	20%以下	
通いの場参加者数	人	1,217 ※コロナによる影響	高齢者人口の 8%以上	参考値: 1,634 (令和元年度)

基本計画（分野別）

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6

主要施策

(1)地域包括ケアシステムの深化・推進

①高齢者の生きがいづくりや介護予防の推進

市老人クラブ連合会や市シルバー人材センター、関係団体等と連携し、高齢者の就労やボランティア活動への支援を図るとともに、高齢者の生涯学習や生涯スポーツ、レクリエーション活動等の社会参加の促進を通じた生きがいづくりを推進します。

本市の状況に合わせた効果的な介護予防事業の展開を図るため、従前の多分野にわたる取組の枠組みを活かしつつ、身近な通える場所やオンラインなどでの開催を推進するとともに、データ分析による効果検証に取り組みます。

市民との協働や各種団体等との多職種連携を図り、住民主体の通いの場である「いきいきサロン」の創出支援やフレイル予防に取り組みます。

介護予防・生活支援サービス事業の推進に向け、サービス供給体制の確保に留意するとともに、多様な担い手の創出支援やC型サービスをはじめとする多職種連携による介護予防に取り組みます。

主な事業や取組等

- 市老人クラブ連合会への補助金
- 市シルバー人材センターへの補助金
- 高齢者無料バス優待事業
- フレイル予防推進事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 老人憩いの家・老人趣味の作業室の管理
- いきいきサロン活動支援・普及啓発事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

②住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくり

介護保険サービスや既存のインフォーマルサービスでは対応しきれない様々な生活支援ニーズが増加する中で、地域での互助活動による生活支援を推進するため、居場所づくりや住民主体による介護予防活動、生活支援サポートが地域に根付いていくよう、地域の実情に即した体制づくりと活動の継続支援に取り組みます。

地域包括支援センターの周知広報や機能強化に継続して取り組みます。

在宅医療と介護の連携を推進するための課題把握や課題に応じた対応策等を検討する「鳴門市在宅医療・介護連携推進協議会」を開催するなど、在宅医療と介護の連携を推進します。

認知症施策については、「認知症施策推進大綱」を指針とし、認知症サポーターなどの人材育成や認知症に関する普及啓発の充実、認知症の早期診断・早期対応に向けた多職種連携の推進、見守り体制の充実・強化など、「共生」と「予防」を車の両輪とする施策を推進します。

高齢者の成年後見制度の利用促進や虐待の防止など、高齢者の権利擁護に取り組みます。

主な事業や取組等

- 養護老人ホームへの入所措置
- 生活支援体制整備事業（包括的支援事業及び任意事業）
- 在宅医療介護連携推進事業（包括的支援事業及び任意事業）
- 認知症施策推進事業（包括的支援事業及び任意事業）

③介護保険事業の健全財政の確立と制度の維持

将来にわたり介護保険制度を安定的に維持するため、適正なサービスの提供や公平かつ合理的な保険料負担、制度の仕組みや現状の周知などに努めます。

介護保険制度の安定的かつ健全な運営に資するため、要介護認定の適正化やケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費の通知、不適正な介護報酬算定が起りやすい事項のチェックなどの介護給付費等適正化事業に取り組みます。

地域密着型サービス等の適正な運営についての指導・監督に努め、市民の利便性の向上やサービスの質の向上に努めます。

主な事業や取組等
●市所管介護サービス事業所への適切な指導・監督（包括的支援事業及び任意事業）
●介護給付費適正化5事業（包括的支援事業及び任意事業）

4-4

障がい者が暮らしやすいまちづくり

関連する SDGs



めざす姿

障がい者が住み慣れた地域で、安心して社会生活を営むことができるよう、相談体制の充実や障害福祉サービス等の提供、就労支援、障がい児支援の充実を図ります。また、生活しやすい環境づくりや支え合う体制づくりを推進することで、障がい者の社会参加を促進します。

現状と課題

- 地域共生社会の実現に向けては、「障がい」への理解を深めるための研修や啓発活動の充実を図るとともに、誰もが等しく情報を取得し、利用できる体制の整備を進める必要があります。
- 障がい種別や程度に関係なく、誰もが等しく、地域で安心して生活できるように、福祉サービス等の質の向上が必要であるため、困難事例も含めた多様な相談に対応できる相談支援体制の強化が求められています。
- 地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の強化が必要であり、災害発生時において、障がいのある人が安全・安心に避難できるように、情報提供体制の確保、市民相互における支援体制づくりなど、きめ細かい支援体制の構築が求められています。
- 障がいのある人や支援する家族の高齢化、核家族化、障がいの重複による重度化等の課題があり、本人及び家族の生活の安定、社会参加の促進が必要です。また、大規模災害や昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような事態が発生した際、障がいのある人やその家族が孤立しないよう地域全体で見守り、支援を行うことができるまちづくりが求められています。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所（3箇所）相談件数	件	9,020	10,000	

主要施策

(1)障がい者の自立支援の充実

①福祉サービスの充実

現在実施している事業を継続実施していくとともに、基幹相談支援センターを中心に、関係機関の連携強化を図ります。

主な事業や取組等	
●障がい者自立支援給付	●生活の安定
●障がい児通所給付	●在宅支援の充実
●地域生活支援事業	●居住系サービスの充実
●相談・支援体制の充実	

②生活環境の整備充実

保健、教育、高齢福祉部門など庁内関係部署と横断的な連携を進めるとともに、各ライフステージに応じた関係機関をはじめ、民生委員・児童委員、各種団体等地域の支援者とともに乳幼児期から高齢期に至るまで継続的な支援が提供できるよう連携体制の強化を図ります。

主な事業や取組等	
●障がい者自立支援給付	●地域活動支援センターの充実
●障がい児通所給付	●障がい者用施設の整備・充実
●地域生活支援事業	●住環境の改善
●教育・療育・就労支援体制の充実	●地域ぐるみの安全・安心の確保

③障がい者福祉の推進

社会参加の促進、福祉サービスの充実、生活環境の整備充実などを総合的に推進し、障がい者のニーズが適切に反映された地域生活の実現に取り組みます。

主な事業や取組等	
●障がい者自立支援給付	●地域生活支援事業
●障がい児通所給付	

(2)障がい者の社会参加の促進

①社会参加の促進

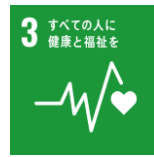
全ての人が互いに支え合い、尊重しあえる地域共生社会の実現に向け、「障がい」への理解促進や手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段の普及を進めるとともに、障がいのある人が必要とする情報を取得し利用できるよう、必要な情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の取組を進めます。

主な事業や取組等	
●障がい者自立支援給付	●啓発・広報の充実
●障がい児通所給付	●地域生活支援の促進
●地域生活支援事業	●雇用・就労支援の充実
●意思決定支援、権利擁護支援の促進	●文化・スポーツ活動の振興

4-5

社会保障の確保

関連する SDGs



めざす姿

国民健康保険など各種社会保険制度の安定的な運営に努めるとともに、国民年金制度の周知・啓発にも取り組んでいきます。また、生活保護受給世帯や生活困窮世帯など、経済的に困窮している方々が安定した生活を送ることができるように、自立に向けて適切な支援を行っていきます。

現状と課題

- 国との協力・連携事業として、毎月2回社会労務士による年金相談を市役所で実施するとともに、市窓口においても、被保険者等からの様々な相談に対し、適宜、徳島北年金事務所と連携し対応しています。引き続き、制度改正などに対し、迅速かつスムーズに被保険者への対応が求められます。
- 平成28(2016)年度以降、生活保護受給世帯数等は減少傾向にありましたが、令和3(2021)年12月以降はやや増加に転じています。今後増加傾向が継続するのか、再び減少に転じるのかは不透明ですが、昨今の社会状況の急激な変化により、世帯数等の急増も予測されるため、状況を注視していく必要があります。
- 生活困窮者自立支援事業として、就労準備支援事業、家計改善支援事業を新たに開始し、自立相談支援事業（鳴門市生活自立相談支援センター「よりそい」）と一体的に実施することにより、支援体制の強化につなげました。また、子どもの学習・生活支援事業として、生活困窮世帯に属する中学生に対して学習支援や様々な交流活動を実施しました。

成果指標

指 標	単位	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備 考
就労支援事業参加者のうち、就労開始または増収に至った者の割合	%	50	上昇	

主要施策

(1) 社会保障の充実

① 年金相談の充実

国（徳島北年金事務所）と緊密に連携し、被保険者等からの国民年金に係る相談に対し、適切な対応に努めます。

被保険者に対し、複雑多様化するニーズに適切に対応した年金相談を行い、受給権確保に努めます。

主な事業や取組等
● 無料年金相談

② 生活保護受給世帯の生活の安定と自立

民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、生活保護受給世帯への訪問活動などによる実態把握により、実情に即した適正な保護の実施に努めます。

また、就労支援事業の活用により就労活動を支援し、保護からの自立を手助けしていくとともに、健康に課題を抱えている方に対しては、被保護者健康管理支援事業により、医療と生活の両面からの健康管理に対する支援を行うことで、日常生活や社会生活でも自立して安定した生活を確認するための支援に努めます。

主な事業や取組等
● 生活保護（被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業）

③ 低所得者福祉の充実

自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を一体的に実施していくとともに、子どもの学習・生活支援事業については、対象者の拡大など、事業の実施方法について適宜見直しを行っていきます。

主な事業や取組等
● 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、住居確保給付金事業）

基本計画（分野別）

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

基本目標5

基本目標6